

北海道公報

発行 北 海 道 部
編集 総務局
行 政 書 課
文 書
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(食品衛生課)	51
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	51
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	52
○海岸法の規定に基づく除却した工作物の保管	(維持管理防災課)	52
○令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	(建設管理課)	52

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	56
-------------------	----

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	56
○特定調達契約に係る入札の公告	57

道企業局告示

○令和7年度及び令和8年度において競争入札に参加する者に必要な資格等	58
------------------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件)	59
---------------------	----

道公安委員会規則

○個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則	61
--	----

道警察本部告示

○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程	61
--	----

告 示

北海道告示第565号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ装置（データ処理のためのワークステーションを含む。）の販
貸借 一式（1月当たりの単価） 4台分

2 落札を決定した日

令和7年7月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 オリックス・レンテック株式会社
- (2) 住所 東京都品川区北品川5丁目5番15号 大崎ブライトコア

4 落札金額

333,200円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年5月2日付け北海道告示第240号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名

令和7.12.15 芦別市土地改良区

同 北竜土地改良区

令和7.12.16 月形土地改良区

北海道告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、芦別市土地改良区が管理する旭町第1区頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

旭町第1区頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第569号

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定により除却した工作物について、同条第5項の規定により保管したので、同条第6項及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第3条の4第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、海岸法第12条第10項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者の負担とする。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
別表のとおり
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
別表のとおり
- 4 保管した工作物を返還する場合の手続
北海道後志総合振興局小樽建設管理部において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者、その他当該工作物について権原を有する者であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

(1)ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課

イ 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

ウ 電 話 番 号 0134-25-2444

(2)ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業課

イ 所 在 地 郵便番号 047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目745番地

ウ 電 話 番 号 0134-54-7670

（別表については省略し、5の場所で縦覧に供する。）

北海道告示第570号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和6年北海道告示第559号に基づき道に申請して令和7年度及び令和8年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和7年度及び令和8年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1 契約の種類に応ずる資格及び調達をする特定役務の種類

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事

造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事 区分	舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	A1 7,000万円 以上	6,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2 25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 4,000万円 以上	10,000万円 未満 700万円 以上	2,000万円 未満 800万円 以上	2,500万円 未満 3,500万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C	3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

(注) A 1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2に区分する者は、A 1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業

管工事業	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項
平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項
工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。）、働き方改革推進企業認定、高年齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、ゼロカーボン北海道への貢献、環境への取組並びに安全・安心への貢献

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林
アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計
アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除くものとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和8年12月28日（月）まで隨時

注 資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ること。

とができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/212029.html>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）により行わなければならない。

第4 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和9年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、令和8年4月1日（令和8年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和8年度に令和9年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和8年度に令和9年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に關し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、建設部建設政策局建設管理課に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年12月26日

北海道後志総合振興局長 瀧川雅晴

1 落札に係る物品等の名称及び数量

フルカラー複合複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）
1台分（モノクロ：10,100枚、フルカラー：4,700枚）

2 落札を決定した日

令和7年12月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社川端文化堂
(2) 住所 虹田郡俱知安町南5条東1丁目11番地2

4 落札金額

(1) 基本料金（1月当たりの単価）	33,000円
(2) モノクロ複写料金（1枚当たりの単価）	3円30銭
(3) フルカラー複写料金（1枚当たりの単価）	18円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年10月21日付け北海道後志総合振興局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局産業振興部水産課
(2) 所在地 虹田郡俱知安町北1条東2丁目

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月26日

北海道立衛生研究所長 曽根智史

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和7年12月26日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生研究所ほかで使用する電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約において500kW以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年12月26日（金）から令和8年1月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<https://www.ipb.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の
(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部
(2) 所 在 地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目¹
(3) 電 話 番 号 011-747-2713

北海道立衛生研究所告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月26日

北海道立衛生研究所長 曽根智史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道立衛生研究所ほかで使用する電力（高圧電力（一般））

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 730kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 3,002,600kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納 入 場 所

ア 北海道立衛生研究所

イ 北海道原子力環境センター札幌分室

ウ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場

エ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 本館

オ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 南館

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道立衛生研究所告示第34号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所会議室（送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12

丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ）

(2) 入 札 日 時 令和8年2月5日（木）午前10時（送付による場合は、同月4日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<https://www.ipb.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部

イ 所 在 地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

ウ 電 話 番 号 011-747-2713

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : High voltage Electricity for

Hokkaido institute of Public Health

- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 730kW
- b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,002,600kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 5, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 4, 2026)
- C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan
Phone : 011-747-2713

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和6年北海道企業局告示第19号に基づき道に申請して令和7年度及び令和8年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和7年12月26日

北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和7年度及び令和8年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和7年北海道告示第570号（以下「北海道告示第570号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第570号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第570号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第570号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第570号第1の2の表に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

北海道告示第570号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第570号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第570号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第570号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第570号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第570号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第570号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第570号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第570号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第570号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第570号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第570号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第570号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第570号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第67号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月26日

北海道教育庁後志教育局長 岡 内 誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータ 一式 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和8年3月31日（火）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明したこと。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年12月26日（金）から令和8年1月27日（火）まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先

郵便番号 044-8544 虹田郡俱知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契 約 条 項 を 示 す 場 所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入 札 執 行 の 場 所 及 び 日 時

(1) 入 札 場 所 虹田郡俱知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虹田郡俱知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和8年2月5日（木）午前11時（送付による場合は、同月4日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一 連 の 調 達 契 約 に 関 す る 事 項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年4月4日付け北海道教育庁後志教育局告示第23号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<https://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落 札 者 の 決 定 方 法 及 び 契 約 書 作 成 の 要 否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落 札 者 と 契 約 の 締 結 を 行 わ な い 場 合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他の

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 1 set
B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., February 5, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 4, 2026)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁胆振教育局告示第61号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月26日

北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パソコンコンピュータ（北海道室蘭清水丘高等学校） 一式 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和8年3月31日（火）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前

に証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年12月26日（金）から令和8年1月30日（金）まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。) の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後1時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和8年2月9日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://>

www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html)において
ダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年4月30日付け北海道教育庁胆振教育局告示第32号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 2 sets
B Bid tendering date and time : 1:30 P.M., February 9, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 6, 2026)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau
of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran,
Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

道 公 安 委 員 会 規 則

個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和7年12月26日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第15号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則
個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年北海道公安委員会

規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中「又は住民基本台帳カード（住所
の記載があるもの）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第783号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

令和7年12月26日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規
程

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程（令和5年北海道警察本
部告示第190号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中「又は住民基本台帳カード（住所
の記載があるもの）」を削る。

附 則

この規程は、令和8年1月5日から施行する。